一　登録年月日　平成二十六年三月二十七日
二　登録番号　第三号
三　登録特定原動機検査機関の氏名又は名称　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
四　住所　茨城県つくば市観音台三丁目一番地一
五　特定原動機検査事務を実施する事業場の名称　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター
六　特定原動機検査事務を実施する事業場の所在地　埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地二
七　法人である場合の代表者の氏名　堀江　武

○経済産業省環境省告示第五十二号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第二十六条第二項の規定に基づき、次の機関を登録特定特殊自動車検査機関として登録をしたので、同法第二十七条において準用する同法第二十五条第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十六年七月二日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

一　登録年月日　平成二十六年三月二十七日
二　登録番号　第三号
三　登録特定特殊自動車検査機関の氏名又は名称　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
四　住所　茨城県つくば市観音台三丁目一番地一
五　特定特殊自動車検査事務を実施する事業場の名称　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター
六　特定特殊自動車検査事務を実施する事業場の所在地　埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地二
七　法人である場合の代表者の氏名　堀江　武

○国土交通省告示第七百十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	四国横断自動車道阿南四万十線
供用区間	徳島市川内町鈴江東五番一から同市川内町沖島二三番四まで
供用開始の期日	平成二十六年七月三日六時

○国土交通省告示第七百十五号

佐賀空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年七月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　佐賀県　佐賀県佐賀市城内一丁目一番五十九号
二　空港の名称及び位置　佐賀空港　佐賀県佐賀市
三　変更した事項（変更前の事項については、平成十年運輸省告示第三百十二号を参照。）
イ　空港の範囲　第一図のうち、一点鎖線で囲まれた部分
ロ　空港の総面積　百十四万八百四十一平方メートル
四　空港の範囲を示す詳細図を佐賀県庁において縦覧に供する。

第一図　佐賀空港

